

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）（グリーン購入法）第7条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### I 特定調達物品等の平成23年度における調達の目標

平成23年度における国が定めた基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）に基づく特定調達物品等（紙類、文具類、機器類、OA機器、家電製品等）については、品目ごとに判断の基準を満たすものの調達目標を、以下のとおりとする。

なお、基本方針に定められた判断の基準（以下「判断基準」という。）は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

注）「基本方針」とは、国や独立行政法人及び特殊法人が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものであり、平成23年2月4日に閣議決定（一部変更）された。

#### 1. 紙類（7品目）

情報用紙（コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙）、印刷用紙（塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙）、衛生用紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
--	-----------------------------

#### 2. 文具類（83品目）

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（汎用型以外含む）、ステープラー針リムーバー、連射クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、粘着テープ（布粘着）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー（ウエットタイプ）、OAクリーナー（液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OAフィルター（枠あり）、丸刃式紙断裁機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）、のり（澱粉のり）（補充用を含む。）、のり（固形）、のり（テープ）、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデックス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ、チョーク、グラウンド用白線、梱包用バンド	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
--	-----------------------------

#### 3. オフィス家具等（10品目）

いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
--	-----------------------------

#### 4. OA機器（19品目）

コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、電子計算機、プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機、ファクシミリ、スキャナ、磁気ディスク装置、ディスプレイ、シュレッダー、デジタル印刷機、記録用メディア、一次電池又は小型充電式電池、電子式卓上計算機、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、掛時計、プロジェクタ	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
--	-----------------------------

**5. 携帯電話（2品目）**

携帯電話、PHS	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
----------	-----------------------------

**6. 家電製品（6品目）**

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
--	-----------------------------

**7. エアコンディショナー等（3品目）**

エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
-------------------------------	-----------------------------

**8. 温水器等（4品目）**

ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
-----------------------------------	-------------------------

**9. 照明（5品目）**

蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ、電球形状のランプ	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
--	-----------------------------

**10. 自動車等（5品目）**

自動車、ETC対応車載器、カーナビゲーションシステム、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
---	-------------------------

**11. 消火器（1品目）**

消火器	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
-----	-----------------------------

**12. 制服・作業服（3品目）**

制服、作業服、帽子	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
-----------	-----------------------------

**13. インテリア・寝装寝具（10品目）**

カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
---	-----------------------------

**14. 作業手袋（1品目）**

作業手袋	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
------	-----------------------------

**15. その他繊維製品（7品目）**

集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。
---------------------------------	-----------------------------

**16. 設備（6品目）**

太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、生ゴミ処理機、節水機器、日射調整フィルム	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
---	-------------------------

**17. 防災備蓄用品（6品目）**

ペットボトル飲料水、缶詰、アルファ化米、乾パン、レトルト食品、非常用携帯燃料、（毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池）	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
---	-------------------------

**18. 公共工事（67品目）**

工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断基準を満足するものを使用するものとする。なお、数値目標の立て方については、今後実績の把握を進める中で検討するものとする。

**19. 役務（16品目）**

省エネルギー診断	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
印刷	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
食堂	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。

自動車専用タイヤ更正	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
自動車整備	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。
庁舎管理	契約予定件数 1 委託者には、環境負荷の低減に努めるよう働きかけるが、今後実績の把握を進める中で調達目標数値を設定する。
植栽管理	契約予定件数 1 委託者には、環境負荷の低減に努めるよう働きかけるが、今後実績の把握を進める中で調達目標数値を設定する。
清掃	契約予定件数 1 委託者には、環境負荷の低減に努めるよう働きかけるが、今後実績の把握を進める中で調達目標数値を設定する。
機密文書処理	契約予定件数 1 委託者には、環境負荷の低減に努めるよう働きかけるが、今後実績の把握を進める中で調達目標数値を設定する。
害虫防除	契約予定件数 1 委託者には、環境負荷の低減に努めるよう働きかけるが、今後実績の把握を進める中で調達目標数値を設定する。
輸配送、旅客輸送、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売業務	調達を実施する品目についての調達目標は100%とする。なお、調達又は業務を委託する場合は、環境負荷の低減に努めるよう働きかけ、今後実績の把握を進める中で調達目標を設定する。
クリーニング	調達を実施する場合の調達目標は100%とする。

## II 特定調達物品等以外の平成23年度における調達の目標

特定調達物品等以外の物品の調達にあっても、可能な限り環境負荷の低減に資する物品等を選択することとする。この場合、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。

## III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 機構内にグリーン調達のための委員会を設置する。体制概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は、機構全ての部署を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部経理課管財係とする。

(別 紙)

独立行政法人日本万国博覧会記念機構 グリーン調達推進体制の概要

日本万国博覧会記念機構環境物品等調達推進委員会	
委員長	総務部担当理事
委員	総務部長、事業部長
事務局	
事務局長	経理課長
事務局員	経理課管財係員、その他総務部長の指名する者